

第 55 回婦人の地位委員会
2011 年 2 月 22 日～3 月 4 日

合意結論

完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセス の促進のためを含む教育、訓練及び科学・技術への 女性と女兒のアクセス及び参画

1. 婦人の地位委員会は、「北京宣言及び行動綱領」、「第 23 回国連特別総会」の成果文書並びに第 4 回世界女性会議 10 周年及び 15 周年記念の機会に委員会により採択された宣言を再確認する。
2. 委員会は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」及びこれらに付随する「選択議定書」、並びに関連する国連教育科学文化機関及び国際労働機関の条約のようなその他の条約や協定が、教育と雇用におけるジェンダー平等推進のための法的枠組みと包括的な一連の措置を提供していることを改めて表明する。
3. 委員会は、「国連ミレニアム宣言」と 2010 年 9 月 22 日の総会決議 65/1 を想起し、全ての「ミレニアム開発目標」の相互依存性を認める。委員会は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国際的に合意された目標とコミットメントの実施に関する経済社会理事会の 2010 年ハイレベル会合の閣僚宣言も想起する。委員会は、1999 年に世界科学会議で採択された「ブダペスト科学アジェンダー行動のためのフレームワーク」及び 2000 年に世界教育フォーラムで採択された「ダカール行動枠組み：万人のための教育」に注目する。
4. 委員会は、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」の設立とその活動開始を歓迎する。これは、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成を支援する国連の能力を強化するものである。また、ミッシェル・バチレ氏が初代の国連事務次長兼 UN Women 事務局長に任命されたことを歓迎する。
5. 委員会は、「北京宣言及び行動綱領」の実施を推進し、教育、訓練及び科学・技術への女性と女兒の完全かつ平等なアクセスと参画を進めるに当たって、政府のできるだけ高いレベルに設置されるべき女性の地位向上のための国内本部機構の重要な役割、国内人権機構(存在する場合)の関連する貢献及び市民社会、特に女性団体の重要な役割を認識する。

6. 委員会は、教育は人権であること、また、教育、訓練及び科学・技術への平等なアクセスが、世界的な経済及び技術の変革の状況の中で女性と女兒をエンパワーするとともに、ジェンダー平等、女性と女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃及び貧困の撲滅のみならず、開発、全ての人権、あらゆるレベルの人権教育及び学習を推進することを強調する。

7. 委員会は、子どもの最善の利益が、子どもの教育に責任を有する者の指導原則であり、子どもがその権利を行使する際のガイダンスであるべきこと、そして、その責任は、まず第一に、子どもの両親又は法定後見人にあることを再確認する。

8. 委員会は、科学・技術教育を含め、教育と訓練への女性と女兒のアクセスと参画を高める上で遂げられた進歩を歓迎する。委員会は、女性の経済的エンパワーメントに貢献する教育・訓練及び科学・技術の可能性を認識する。これは、2015年までの「ミレニアム開発目標」を含めた国際的に合意された開発目標の達成に向けた進歩を加速することにもつながる。

9. 委員会は、質の高い教育とあらゆる年齢の女性の科学・技術への完全で平等なアクセスと参画が、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント達成に必須で、経済的に必要なものであること、また、それらは、社会的・経済的・政治的開発への完全参画のためのみならず、生涯学習、雇用、よりよい身体的・精神的健康(妊産婦死亡、HIVとエイズ及びその他の伝染性・非伝染性疾患の予防及び管理を含む)のために必要な知識、能力、適性、スキル、倫理的価値及び理解を女性に提供するものであることに留意する。

10. 委員会は、教育、訓練、科学・技術のあらゆる分野への女性の重要な貢献を歓迎し、科学・技術のあらゆる領域の職業における女性の活動を認識する。委員会は、女性と男性が科学的・技術的進歩の倫理的側面の推進に継続して貢献するべきであることも認識する。

11. 委員会は、科学・技術の研究開発及びその普及が、女性のニーズにはあまり十分には対応してこなかったことを認識する。委員会は、科学・技術への女性の平等なアクセス及び科学・技術教育へのその参画を強化するため、国際協力と相互に合意した条件での特に開発途上国への技術の移転を通じて、各国間の協力を高める必要性を強調する。

12. 委員会は、貧困・自然災害・気候変動がもたらす問題のみならず、金融・経済危機、食糧危機と継続する食料不安定、エネルギー危機などの地球規模の危機が教育、訓練、科学・技術へのそのアクセスと参画を含め、女性と女兒のエンパワーメントに与える負の影響に引き続き懸念を表明する。

13. 委員会は、武力紛争、安全保障の欠如、自然災害のみならず、根強い貧困の

女性化並びに保健、教育、訓練及び雇用への平等なアクセスの欠如を含め、女性の地位の向上を未だに妨げ、女性の意思決定への参画に更に悪影響を及ぼす重大で根強い障害に懸念を表明する。

14. 委員会は、男女が、差別的態度を改めることへの課題と障害のみならず、固定的性別役割分担意識に継続して直面していることを認識するとともに、男女間の不平等に対処する国際基準と規範を実施する際に課題と障害が残っていることを強調する。

15. 委員会は、女性と女兒が教育と訓練への平等なアクセスを得ることを妨げるすべての法的、経済的、社会的及び文化的障害について深い懸念を表明し、女性と女兒の中には、教育・訓練・雇用への参画を妨げる複合的な差別と不利な条件に直面している者もあることを認識する。

16. 委員会は、子育てには両親、女性と男性及び社会全体の責任の共有が必要であること、また、妊娠、母性、育児及び女性の出産の役割が差別の原因であってはならず、女性の社会への完全参画を制限してはならないことを認識する。

17. 委員会は、セクシュアル・ハラスメントやいじめを含め、女性と女兒に対する差別と暴力が教育や仕事の場を含め、世界のあらゆる場で継続して起こっていることに深い懸念を表明する。委員会は、これらが、完全雇用とディーセント・ワークを含め、その他の生活の側面での男性との平等なパートナーとしての女性の完全な可能性の開発への障害であるのみならず、科学・技術教育及び訓練を含め、教育への女性と女兒の平等なアクセスと参画の達成に与える障害であることに留意する。

18. 委員会は、不十分な教育機会と質の低い教育が、女性と女兒、男性と男児の教育と訓練の利益を減らしていること、女性が教育で得たものが、完全雇用とディーセント・ワークへの平等なアクセスにまだ繋がっておらず、結果としていずれの社会の発展にも継続的な長期的逆効果を与えていることにも懸念を表明する。委員会は、女性の非識字率が継続して高いこと、才能と視点の喪失を意味し、経済開発と女性の経済的エンパワーメントを妨げ、ジェンダー賃金格差を助長することもある科学・技術の多くの分野の女性と女兒の数の少なさを含め、職業分離に繋がり、女性の雇用への平等な参画を妨げる女性と男性の固定的性別役割分担意識が根強いことを依然として深く懸念している。

19. 委員会は、複合差別や女兒の教育への参画を妨げる要因のために、特に中等教育レベルで、また高等教育レベルも含め、世界の多くの地域で、女子学生の学校からの中退率が高いことについて懸念を表明する。

20. 委員会は、女性と男性、女兒と男児との間のケアの提供を含めた日常生活の責任の不平等な分担が、女性と女兒の教育、訓練及び科学・技術へのアクセス

並びに彼女たちの経済的エンパワーメント及び長期的な経済的安定に不均衡な影響を与えているという懸念を表明する。

21. 委員会は、女性と女兒の教育、訓練及び科学・技術への平等なアクセスに対する障害に対処するには、あらゆるレベルで、政策・法令・プログラムによる介入や必要な場合にはジェンダーに配慮した予算編成を伴う組織的で、包括的で、統合され、持続可能で、学際的で、かつ多部門的な取組が必要であることを強調する。

22. 委員会は、地方自治体や女性の地位向上のための国内本部機構を含めた各国のあらゆるレベルの政府機関に、及び／又は、必要に応じて、国連システムの関連機関、国際機関及び地域機関に、それぞれの機関の権限の範囲内で、各国の優先事項を念頭に置きつつ、以下に挙げる行動を必要に応じてとるよう要請する。また委員会は、国内人権機構（存在する場合）や、NGO、学界及び教育・科学研究・資金提供機関を含めた市民社会、民間セクター、経営者団体、労働組合、職能団体、メディア並びにその他の関係者に、以下に挙げる行動を必要に応じてとるよう勧める：

国内の法令、政策及びプログラムの強化

(a) 完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの促進のためを含め、教育、訓練及び科学・技術における女性と女兒の不平等なアクセスと参画に対処するために、教育、訓練、科学・技術、学界、研究機関及び研究資金提供機関を含む全ての政府部門内の法令、政策、プログラムにおいてジェンダーの視点を主流化する。

(b) 科学・技術における開発が、女性と女兒に直接利益を与えることができるように、科学教育政策とカリキュラムが、女性と女兒のニーズに適したものであることを確保する能力を強化する。

(c) 性別、年齢別、障害別データの収集、分析及び提供を改善し、体系化する。この点での能力開発を高める。また、教育、訓練及び科学・技術に関する法令作成と政策策定を支援するためにジェンダーに配慮した関連する指標を開発する。

(d) ジェンダーに特化した知識を生み出し、長期的政策調査を含めた教育、訓練及び研究に関する全ての政策とプログラムに役立つ学術研究に対する制度的及び財政的支援の提供を奨励するとともに、科学・技術の様々な分野及びその他の関連学問分野で、女性と女兒の就学の継続性を推進するために、教育と職業進路における明確なギャップを明らかにするための調査を支援する。

(e) 全ての政策とプログラムにジェンダーの視点を確保し、その効果と影響を評

価し、及び説明責任を強化するため、教育、訓練、科学・技術並びに完全雇用及びディーセント・ワークへのアクセスにおけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進するための既存の政策とプログラムの監視と評価、及び必要に応じ、見直しを強化する。

(f) 特に中等教育・高等教育機関での科学・技術の勉強に対する奨学金の提供等により、生涯を通じて質の高い教育・訓練への女性と女兒のアクセスを拡大するために、また、科学・技術分野での研究・開発が、直接女性と女兒に利益を与えることを確保するために、教育・訓練への公共・民間投資を奨励し、必要な場合には、拡大する。

(g) 教育、訓練、科学、技術及び研究における公的資源が、女性と男性、女兒と男児に平等に利益を与え、特に女性と女兒のエンパワーメントに貢献することを確認するために、あらゆるレベルの予算政策にジェンダーの視点を組織的に組み入れる。

(h) コミットメントに従って、開発途上国への政府開発援助のために国内総生産の 0.7%、後発開発途上国への政府開発援助のために国内総生産の 0.15% から 0.20% という目標達成に向けて具体的取組を行うよう、まだこれを行っていない先進国に要請するとともに、政府開発援助が、開発目標とターゲットを達成することに役立つ、特にジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成する助けとなるように、効果的に用いられることを確保するよう、これまでの進歩を土台として開発途上国を奨励する。

(i) 完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの促進のためを含む教育、訓練、科学及び技術への女性と女兒のアクセスと参画の分野における国際協力並びに科学的知識の交流における女性の参画の推進を強化し、この点で、南南、南北、三者協力を歓迎及び奨励するとともに、更なる南南協力のための機会を探求するというコミットメントが、南北協力の代替を目指すのではなく、むしろ南北協力の補完を目指すものであることを認識する。

(j) 開発援助プログラムにおいて、女兒と女性の教育・訓練ニーズのための資金提供の強化と能力開発努力を優先し、奨励する。

(k) 特に年齢、貧困、地理的位置、言語、民族、障害及び人種に関連しての、又は先住民族であること若しくは HIV とエイズに罹患していることを理由とした不平等を撤廃するために、科学・技術を含め、あらゆるレベルの教育へのアクセスや達成度における、女性と女兒に影響を及ぼす不平等に対処することを目的とする女性の経済的エンパワーメントのための適切な政策を引き続き強化する。

(l) 完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの促進のためを

含め、教育、訓練及び科学・技術への女性と女兒のアクセスと参画の状況に関し、自然災害、武力紛争、その他の複合的な人道的緊急事態、人身取引及びテロによって影響を受けている女性と女兒の権利とニーズに対処することを目的とする、国際協力の支援を伴うものも含む、国内の取組を強化する。また、上記目的の達成を確保するため、外国の占領下で暮らしている女性と女兒の権利の完全な実現に対する障害を除去するために、国際法に従って、協調的行動を取る必要性を強調する。

教育におけるアクセスと参画の拡大

(m) 特に完全雇用と生産的雇用、とりわけ科学・技術におけるキャリアへの女性のアクセスを高め、容易にすることを通して、女性のエンパワーメントを推進するために、無料の初等義務教育を含めたあらゆるレベルの質の高いフォーマル・インフォーマル・ノンフォーマル教育と職業訓練への女性と女兒の完全かつ平等なアクセスを確保し、生涯学習・再訓練、人権教育・学習、情報通信技術や起業スキルを含めた成人・遠隔地教育と e-ラーニングを含め、幼児時期から生涯を通じて科学と技術を含めた教育機会を提供する。

(n) 特に時間の制約、アクセス可能性の欠如、資金の欠如及び家庭責任に関連する問題を克服する手助けを含め、女性の開発において重要な役割を果たすことから、農山漁村と遠隔コミュニティを含め、遠隔地教育、e-ラーニング、テレエデュケーション及びコミュニティ・ラジオへの女性と女兒のアクセスを改善し、拡大する。

(o) 特に、適切で十分な予算資源を配分すること、キャンペーンや学校の柔軟な時間割を通じてなどを含め、両親とコミュニティの支援を得ること、初等レベル、また可能であれば他のレベルでの無料の教育へのアクセス及び奨学金を含め、家族を対象とした資金その他の奨励策を提供すること、また、特に家族にとっての教育経費を最小限にし、子どもたちのために教育を選択する両親の能力を促進するため、栄養面及び学術的な支援のみならず、教育、学習及び衛生・保健用品を提供することにより、教育における女兒の就学率と継続就学率を高める。

(p) 思春期で妊娠した女性及び若い母親、並びにシングル・マザーが教育を継続し、修了できることを確保する。また、育児施設や託児所を含め保健と社会福祉サービス、また、通学可能な場所にある教育プログラム、柔軟な時間割及び e-ラーニングを含めた遠隔地教育へのアクセスを提供し、また、この点に関し若い父親が直面している課題を念頭に置きつつ彼女たちが学校に戻ることができるよう、教育政策を立案し、その観点から実施し及び必要に応じ改訂する。

(q) 特に教育、訓練、完全雇用及びディーセント・ワークへのアクセスと参画を確保するために、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を非難するとともに、

あらゆる形態の差別と暴力を防止し、撤廃する法的・政策的・行政的・その他の措置を強化し、実施するための適切な行動を取る。

(r) 特に、交通等のインフラを改善し、区分された十分な衛生施設、より良い照明、運動場及び安全な環境を提供し、学校と地域で暴力防止活動を行い、女兒に対するあらゆる形態のハラスメントや暴力に対する刑罰を制定・施行するなどにより、学校及び登校途中の女兒の安全を改善する。

科学・技術の分野を含め、ジェンダーに配慮した質の高い教育及び訓練の強化

(s) 学習環境、継続的な教員訓練、教授法及びカリキュラム開発を改善すること、最も不利な立場にある学習者のための学業修得を改善するプログラムを実施すること、さらには、教員、特に科学・技術教科の女性教員の募集と支援を拡大することを通して、科学・技術教育を含め、女兒と男児双方のためのあらゆるレベルの教育の質を改善する。

(t) 教育により、女性と女兒が、雇用機会の強化拡充につながる識字・計算能力、知識及び他の技術を身につけることにつながることを確保する。

(u) 教員の教育・訓練を拡大・改善する。また女性と女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力を撤廃し、男女に関する固定観念を克服するために、そのようなプログラムにジェンダーの視点を組織的に統合する。

(v) 職業生活における男女の分離の根本原因に対処するため、あらゆるレベルの教育プログラムのためにジェンダーに配慮したカリキュラムを開発し、また、教材が、特に科学・技術教科を教える際に、建設的で、固定的性別役割分担意識のない形で、女性と男性、若者、女兒と男児を描くことを確保する具体的措置を取る。

(w) 女性の健康問題に関するフォーマル教育のプログラム内で、性と生殖に関する健康教育に対する法的・規制的・社会的障害を、必要に応じ、除去する。

(x) 若年出産と妊産婦死亡を減らすために、女性と女兒、男性と男児が情報に基づいた責任ある決定を下すことができる知識を身につけることを助け、出産前・後ケアへのアクセスを推進し、セクシュアル・ハラスメントやジェンダーに基づく暴力と闘うことを目的として、完全で正確な情報に基づいた、女兒と男児に関してその発達する能力に応じた形での、及び両親や法定後見人からの適切な指示とガイダンスを伴った生活スキルと性教育へのアクセスのみならず、あらゆるレベルの教育への女性と女兒の権利を確保する。

(y) 全ての人権と基本的自由の包括的枠組みについて学ぶことによって、女性と女兒が自分達の間人としての可能性の全てを実現することができるように、寛

容と相互理解及び全ての人権の尊重を育むことができるあらゆるレベルの人権教育・学習を含め、女性と女兒の教育・訓練へのアクセスを推進する手段を取る。

(z) 緊急事態の状況において、ジェンダーに配慮した、学習者中心の、権利に基づく、保護的で、適合性のある、包摂的で、参加型で、及び女性・子ども・青少年の特有の生活条件を反映した、さらには質の高い教育が寛容と相互理解、他人の人権の尊重を育成できることに留意して、必要に応じて、言語的・文化的アイデンティティに相当の注意を払っている質の高い教育を提供する。

(aa) 工学と数学を含め、科学・技術を女兒と女性にとってより魅力的なものにするため、科学と技術の授業で実地実験と協働作業を改善し、カリキュラムと教材の中で科学・技術の幅広い社会的応用を強調し、女兒と男児、女性と男性に、科学・技術の女性ロール・モデルを示す。

(bb) マス・メディアや社会メディアにおいて、また、両親、学生、教師、キャリア・カウンセラー及びカリキュラム開発者の意識啓発を通してなどにより、さらにはこの分野への参画を奨励・支援するその他の戦略を考案・拡大することによって、女性と女兒にとっての科学・技術におけるキャリアについての良いイメージを推進する。

教育から完全雇用とディーセント・ワークへの移行の支援

(cc) 学校から職場への移行の際に女性と女兒が直面する様々な障害に対処する。例えば、雇用機会に対応した、また、特に台頭しつつある新たな非伝統的分野において、急速に変化する労働市場のニーズに沿った教育・訓練機会の範囲を拡大すること。女性がビジネス、貿易、情報通信技術及び起業スキルを習得する手助けをすること。特に両親、教員、キャリア・カウンセラー及びその他の助言者の中において、そのような機会があることや、それが女性・男性のどちらにも適していることについて認識を高めること。さらには、必要に応じて、教育機関、民間セクター及び市民社会の間の相互作用を奨励することなど。

(dd) 教育、訓練及び雇用機会へのそのアクセスを容易にするため、特に様々な理由で教育又は雇用を中断した女性のために、インフォーマル労働及び／又は無償労働から得たものを含め、女性のそれまでの学習と管理技術を認識する政策と手法を採用する。

(ee) あらゆる年齢の女性のために、学校から労働への移行と労働市場への再参入を容易にするため、ジェンダーに配慮したキャリア・カウンセリングや就職活動支援サービスへのアクセスを改善するとともに、中等・高等教育と職業訓練のカリキュラムに就職準備と就職活動スキルを含める。

(ff) 非伝統的分野への女性の参入を推進するため、ケア及びその他のサービス分

野のように、多数の女性労働者を有するセクターの価値を認識すること、職業進路と労働条件を改善すること、法令、政策・プログラム、人々の意識啓発キャンペーン及びキャリア・マネジメントその他の措置に着手し、評価し、及び必要に応じて見直すことにより、職業・産業の分離や男女間賃金格差を撤廃するよう努める。

(gg) 家事に関する男性の平等な責任を強調する措置を推進すること等により、女性と男性との間の雇用と家庭責任の平等な分担のみならず、女性と男性のための仕事と家族責任の調和を推進する。例えば、子どもや他の要保護者のための料金が手頃で、利用可能で、かつ質の高いケア・サービスや育児休業その他の休業制度のような家族に優しい法律・政策・サービスを立案、実施、及び推進すること。これらの課題に対する世論及びその他の関係者の意識を啓発するキャンペーンを行うこと。ケアと職業生活とを調和させ、家事に関しての男性の等しい責任を強調する対策を推進すること。

(hh) 妊娠及び母性、育児、並びに子育てとその他の家族のケアにおける両親及びその他の後見人の役割の社会的な重要性を認識しつつ、教育、訓練、科学及び技術への女性と女兒のアクセスを高めるために、科学・技術の分野を含め、社会における女性の複合的な役割を支援する政策やプログラムを開発又は強化する。また、そのような政策とプログラムが、両親、女性・男性及び社会全体の責任の分担も推進することを確保する。

(ii) 科学・技術における女性の継続就業と昇格を改善するために、妊娠している研究者のための研究助成金の期限延長、休業制度、質の高いケア・サービス及び社会保護政策のような女性と男性双方のための柔軟で差別のない労働政策と取り決めを確立するよう、雇用者及び研究資金提供機関を奨励する。

(jj) 女性移住労働者のためのジェンダーに配慮した政策とプログラムを実施する。また、彼女たちのスキル・教育と公正な労働条件を承認し、特に教育と科学・技術の分野を含め、彼女たちの生産的雇用とディーセント・ワーク及び労働力への統合を容易にし、さらには、ケア・ワーカーを含めた全ての女性が暴力と搾取から法的に保護されることを確保するような安全で合法的なチャンネルを提供する。

科学・技術の雇用における女性の引き留めと昇格の強化

(kk) 公共セクター・民間セクター双方における科学・技術団体や機関の近代化のためには特に、ジェンダー平等とジェンダー主流化が人的資源管理に必須の要素だとみなされることを確保しつつ、全てのメンバーを大切にし、彼らにその可能性を完全に発揮する平等な機会を提供する職場環境と制度的慣行を奨励する。

(ll) 公共セクター・民間セクター双方において、科学・技術における募集・昇格・

顕彰のための明確で透明性のある基準の利用を奨励するとともに、ジェンダー・バランスの達成を推進する。また、ジェンダー主流化とジェンダー平等問題に関してあらゆるレベルの指導者とスタッフを訓練し、意識啓発するとともに、女性に対する直接・間接差別を防止する。さらには、女性のためのリーダーシップ・スキル構築を支援する。

(mm) 情報通信技術を利用するプログラムを含め、キャリア相談、ネットワーキング及びメンタリング・プログラムを開発する。また、ロール・モデルを支援するとともに、世界中の女性科学者を繋げるプログラムを促進する。さらには、高等教育と早い段階のキャリアにある女性科学者及び科学・技術のキャリアに再参入する女性に特に重点を置いて、科学・技術分野の女性の継続就業と昇格を改善する措置を推進する。

(nn) 科学・技術・イノベーション政策が、女性起業家が直面する特別な制約に留意し、これに対処することを確保するよう手段をとるとともに、テクノロジー・パークやビジネス・インキュベーター・センターで提供されるものを含め、融資、訓練、情報及びビジネス支援サービスへの彼女たちのアクセスを容易にする。

(oo) 科学・技術政策と研究・開発アジェンダ設定においてのみならず、科学アカデミー、研究資金提供機関、学界及び公共・民間セクターのような科学・技術機関において特に、あらゆるレベルの意思決定への女性と男性の平等な参画を達成するために、必要に応じて実績に基づく取組を支援しつつ、具体的な目標、対象、基準を定める。

女性のニーズに対応する科学・技術の構築

(pp) 特に貧困を根絶し、社会開発を推進し、さらには女性の経済的エンパワーメントを達成することを目的として、インフラや、エネルギー、運輸、農業、栄養、保健、水と衛生及び情報通信技術のような分野における進歩を生み出すため、工学と数学を含めた科学・技術及びその革新の全ての可能性を活用する。

(qq) 人気のある科学番組を提供するようメディアを奨励すること等により、科学・技術における女性のニーズについての認識を生み出すとともに、科学・技術が女性と男性に与える異なった影響に関して報告する。

(rr) 教育と継続学習のあらゆる段階を通じて科学・技術カリキュラムへジェンダーの視点を統合すること及び科学・技術の研究開発においてジェンダーに基づく分析とジェンダー・インパクト評価を利用することを奨励するとともに、女性と男性双方にとっての科学・技術の進歩の妥当性と有用性を高めるために、技術開発への利用者主導の取組を推進する。

(ss) 自分の生活と家族とコミュニティの生活を改善するための科学・技術及び新しい知識を生み出すことに貢献する農山漁村女性と先住民族女性の可能性を認識しつつ、女性の伝統的な知識と革新を尊重・保存・維持する。

(tt) 地方のコミュニケーション・キャンペーンを行うこと等を通して、女性と女児のデジタル・テクノロジーへのアクセスを高める公共政策を策定し、実施する。

23. 委員会は、成功例を増やし、拡大する観点から、科学・技術・革新政策とプログラムにジェンダーの視点を主流化する際の、好事例と学んだ教訓の蓄積と共有の必要性を認識するとともに、この点について、関連する国連機関、特に「開発のための科学技術委員会」ができる限りの手段又は行動を取ることを期待する。